

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県保健所手数料条例	公 布 日	昭和33年4月1日
条例番号	昭和33年三重県条例第14号	直近改正日	平成22年3月31日
所管部局課	健康福祉部健康福祉総務課	電 話 番 号	059-224-2323
条例の概要	三重県保健所の施設を利用し、またはその行う業務についての手数料の徴収根拠を定めている。	条例の類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第227条の規定により、特定の者のためにする事務について手数料を徴することができる。同法第228条の規定により手数料に関する事項は条例で定めることが必要である。保健所で行う業務の手数料を定めておくことは妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	文書手数料以外は、この10年徴収実績がない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条及び第228条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	既に業務を廃止したものがある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	いいえ	既に業務を廃止したものがある。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	いいえ	コストの検討を行う必要がある項目がある。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	保健所の施設を利用し、またはその行う業務についての手数料の徴収であり限定的であるが、公衆衛生の保持という公益上問題ないと考えらる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	保健所の施設を利用し、またはその行う業務についての手数料の徴収であり限定的であるが、受益者負担の観点から問題ないと考えらる。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正を検討する	理	由	特	記
		行政システム改革などでその取扱いを廃止した項目があり、当該項目については廃止する検討が必要である。 また、いくつかの項目でその内容を見直す必要があり、検討が必要である。		事	項
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無